

離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～

事業主は、相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするときは、「再就職援助計画」を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません（雇用対策法第24条）

再就職援助計画を作成しなければならない場合

事業主は、経済的事情により、常時雇用する労働者について **1つの事業所で1か月に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等**（事業活動の縮小、事業の転換又は廃止を含みます。）を行おうとする場合、最初の離職者が生じる日の1か月前までに再就職援助計画を作成する必要があります。

また、離職者が1か月に30人未満の場合にも、任意で再就職援助計画を作成することができます。

再就職援助計画の内容

再就職援助計画とは、離職する従業員の再就職活動に対して、事業主が行うべき援助が、有効かつ計画的なものとなるよう、事業主自身に作成していただくものです。

具体的には、①事業の現状、②再就職援助計画作成に至る経緯、③計画対象労働者の氏名、④再就職援助のための措置、⑤労働組合等の意見等を記載することが必要です（詳細は2～3ページをご覧ください。）。

労働組合等の意見聴取

再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。

公共職業安定所長の認定の申請

再就職援助計画を作成した事業主は、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出して、その認定を受けなければなりません。



【再就職援助計画の記載例】

最初の離職者の生じる日の1か月前までに作成し、遅滞なく事業所の所在地を管轄するハローワークに提出してください。

申請の日における「再就職援助計画を作成する事業所」を含む申請事業主の全ての事業所数を記入してください。

工場や事業所の閉鎖、生産量縮小の計画等、事業規模の縮小等の内容及びその理由について記載してください。

(1)の全ての事業所における申請の日時点の常時雇用する労働者の数を記入してください。

常時雇用する労働者とは、臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試用期間中の者等を除く常用の労働者のことを言います。(ただし、臨時雇用の場合等でも、継続して6か月以上雇用されている又は継続して6か月以上雇用することが予定されている場合は、常時雇用する労働者とみなします。)

(●様式第1号)

再 就 職 援 助 計 画

雇用対策法

雇用保険適用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1

雇用対策法（昭和41年法律132号）第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

平成26年 7月20日

事業主 住所 東京都千代田区霞が関〇-〇
氏名 代表取締役 厚労 太郎

事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。

飯田橋 公共職業安定所長 殿

記

1 申請事業主の現状	(1) 事業所数 3 カ所	(2) 常時雇用する労働者数 250 人
2 再就職援助計画を作成する事業所の現状	(1) 名称 厚労工業(株) 千代田工場	(4) 事業の種類 〇〇製造
	(2) 所在地 千代田区霞が関△-△-△	(5) 再就職援助担当者 役職 総務部長 氏名 安定 次郎
	(3) 連絡先 〇3-〇〇〇〇-××××	(6) 常時雇用する労働者数 100 人
3 再就職援助計画作成に至る経緯	〇〇製造株式会社等との競争により、売上げが大幅に減少し、先行き回復の見込みが全くないことから、一部工場を閉鎖することとなった。	
4 計画対象労働者等	(1) 計画の対象となる労働者（離職を余儀なくされる者） 100 (4) 人	
	(2) 計画期間 26年 8月25日 ~ 26年 10月31日	
5 再就職援助のための措置	取引先企業へのあっせん 求職活動のための休暇の付与 再就職支援会社による再就職のあっせん	
	☒ 労働移動支援助成金受給を希望	
6 労働組合等の意見	計画を適正と認め、これに同意する。 労働者代表者氏名 労働 三郎	

計画期間に行う再就職の援助のための措置を記載してください。

【再就職援助のための措置の例】

- ・ 取引先企業や関連企業への再就職のあっせん
- ・ 取引先企業、ハローワーク、(公財)産業雇用安センター等の求人情報の提供
- ・ 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の有給休暇)の付与
- ・ 教育訓練受講のための費用負担
- ・ 再就職相談室の設置
- ・ 再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託 等

再就職援助の措置を行う期間を記載してください。

当該計画について、労働組合(組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者)の意見を聴取し、計画への同意の有無を記載してください。代表者氏名は、自署としてください。

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者の合計数を記載するとともに、内数で障害者の数を括弧書きで記載してください。

労働移動支援助成金(4ページ参照)の受給を希望する場合は、□の中をチェックしてください。

【添付書類（別紙 1、別紙 2）の記載例】

別 紙 1

事業規模の縮小等に関する資料

1. 事業規模の縮小等を行う理由

千代田工場では、〇〇製品の製造を行ってきたところであるが、近年、類似の製品を扱う会社が増えて来ており、競争が激化している。そのため、最近3か月の月平均の売上高は〇千万円と1年前と比較して、30%以上も減少しており、今後も好転する見込みがないことから、〇〇製品の製造から撤退するものである。

2. 事業規模の縮小等を行うとする期間

平成26年 9月 1日（開始予定時期）～平成26年10月31日（完了予定時期）

3. 事業規模の縮小等の内容

〇〇製品の製造を行っている千代田工場を閉鎖する。

今回の事業規模の縮小等を行う理由について、その背景（事業所の事業を取り巻く国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情及びこれに伴う生産量、売上高等の現状）も含め、具体的に記述してください。

事業規模の縮小等を行うとする予定期間を記入してください。

「事業規模の縮小」の場合は、縮小する部門等の名称、事業内容及び設備の廃棄、譲渡等の事業規模の縮小の内容

「事業活動の縮小」の場合は、縮小する部門等の名称、事業内容及び事業の休止の内容

「事業活動の転換」の場合は、縮小する部門等の名称、事業の内容及び新たに開始又は拡充しようとする事業の内容

「事業の廃止」の場合は、廃止する事業内容を具体的に記述してください。

再就職援助計画で記載した「計画の対象となる労働者」について、それぞれの内数を記入してください。

「正規職員」

勤め先で一般職員又は正社員等と呼ばれている者

「正規職員以外」

「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称で呼ばれている者

「派遣労働者」

労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者

再就職援助計画で記載した「計画の対象となる労働者」の各個人について、それぞれの項目を記入してください。（この記載例の場合、全員の100名分を記載することになります。1枚で足りない場合は、複数枚で作成してください。）

これらの様式は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a02-1a.html>

別紙2

計画対象労働者に関する一覧

総 計		100 人	うち45歳以上65歳未満	50 人
うち正規職員（※1）		60 人		
うち雇用保険の被保険者数		60 人		
うち正規職員以外（※2）		20 人		
うち雇用保険の被保険者数		10 人		
うち派遣労働者（※3）		20 人		
うち雇用保険の被保険者数		20 人		

番号	氏名	生年月日	年齢	雇用保険被保険者番号	離職予定日	再就職援助希望の有無	雇用形態（該当するものに○印を付してください。）	正規職員（※1）	正規職員以外（※2）	派遣労働者（※3）
1	〇〇 〇〇	S38 年 10 月 19 日	50 歳	I301-111111-2	H26 年 9 月 30 日	有	○			
2	△△ △△	S46 年 7 月 14 日	43 歳	I301-222222-3	H26 年 9 月 30 日	有	○			
3	×× ××	S55 年 1 月 31 日	34 歳	I301-333333-4	H26 年 9 月 30 日	有	○			
4	□□ □□	S32 年 6 月 20 日	57 歳	I301-444444-5	H26 年 9 月 30 日	有	○			
5	◇◇ ◇◇	S34 年 12 月 12 日	54 歳	I301-555555-6	H26 年 9 月 30 日	有	○			
6	〇〇 △△	S50 年 9 月 4 日	38 歳	I301-666666-7	H26 年 10 月 31 日	有	○			
7	△△ ××	S60 年 4 月 2 日	29 歳	I301-777777-8	H26 年 9 月 25 日	有		○		
8	×× □□	S58 年 8 月 30 日	30 歳	I301-888888-9	H26 年 9 月 25 日	有		○		
9	□□ ◇◇	H2 年 4 月 14 日	24 歳	I301-999999-0	H26 年 10 月 25 日	有				○
...	...	... 年 ... 月 ... 日	... 歳	...	... 年 ... 月 ... 日	...	...	...	...	...

※1 「正規職員」・・・勤め先で一般職員又は正社員等と呼ばれている者（派遣労働者を除く）

※2 「正規職員以外」・・・「正規職員」「派遣労働者」以外の者であって、勤め先でパート、アルバイト、契約社員、嘱託、期間工等の名称で呼ばれている者

※3 「派遣労働者」・・・労働者派遣事業所において雇用されている派遣労働者

再就職援助計画の作成にあたっては、 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の 活用をご検討ください

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に助成するものです。

（注）以下の助成内容は平成26年3月1日以降に再就職援助計画を提出した事業主が対象となります。

助成金の内容

（１）再就職の支援を職業紹介事業者に委託する場合

申請時期に応じて以下の金額が支給されます。

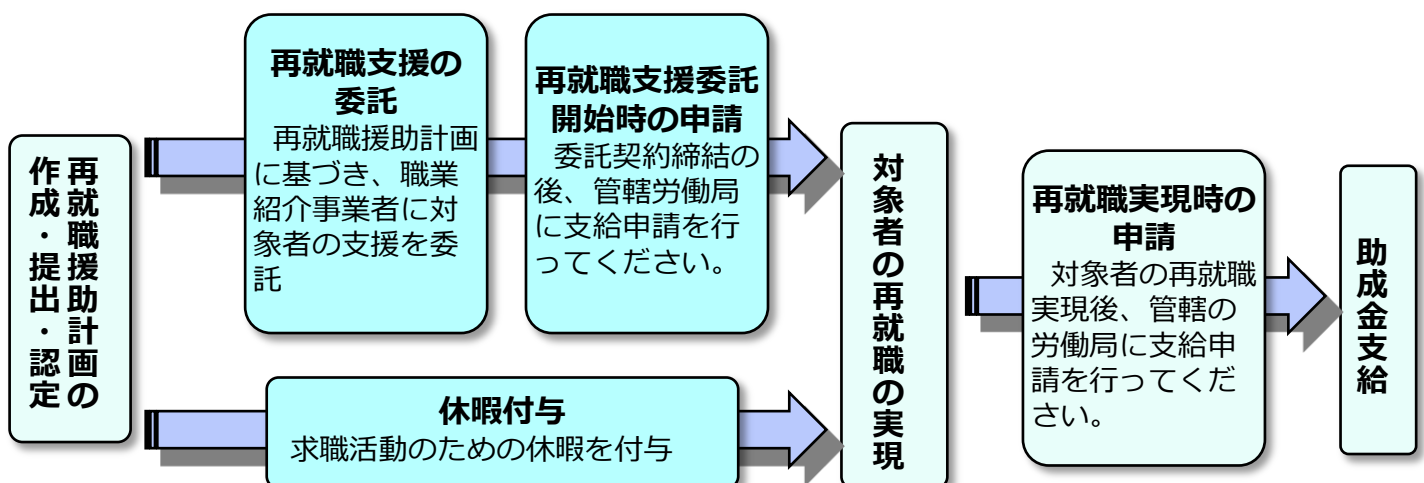
	中小企業事業主以外 【45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【45歳以上の対象者】
再就職支援委託時	10万円	
再就職実現時（※）	（委託費用－訓練加算の額－ グループワーク加算の額）× 1／2【2／3】－10万円	（委託費用－訓練加算の額－ グループワーク加算の額）× 2／3【4／5】－10万円
	再就職支援の一部として訓練やグループワークの実施を委託した場合 ＜訓練＞ 月6万円（上限3か月分）を加算 ＜グループワーク＞ 3回以上で1万円を加算	

（２）求職活動のための休暇を付与する場合

再就職実現時（※）に、当該休暇1日当たり4,000円（中小企業事業主については7,000円）を助成（90日分が上限）します。

※ 再就職実現申請分は、離職から6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成します。

受給のための手続きの流れ



※ 実際に助成金を受給するためには、再就職援助計画の作成ほかにも要件があります。
詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。